

1. はじめに

昨今の中東情勢、大幅な物価高、金利のある世界や米国による関税措置をはじめとする通商環境の変化など、国内外市場における構造的な変動が続く中、我が国の中小企業を取り巻く経営環境は、依然として厳しい状況にある。原材料費やエネルギー価格、物流コストの上昇は企業収益を圧迫しており、とりわけ中小企業において、その影響は顕著である。また、国際的な保護主義的動向の高まりは、サプライチェーンの不確実性を増大させ、中小企業経営の安定性に新たな課題をもたらしている。

こうした環境変化に加え、人口減少に伴う労働供給制約が、中小企業経営における構造的課題として一層深刻化している。生産年齢人口の継続的な減少により、多くの企業において必要な人材の確保が困難となり、生産量やサービス提供能力が需要に見合っていない状況が常態化しつつある。この結果、人件費の上昇圧力や採用競争の激化が進行すると共に、省力化やデジタル化、更にはAIの活用を通じた生産性向上投資の必要性が一段と高まっている。

特に近年は、従来ホワイトカラー業務を中心に進展してきたデジタル化・AI活用を、製造現場やサービス現場を含む幅広い業務領域へと拡張し、企業全体の変革につなげるAX（AI Transformation）の重要性が高まっている。現場のオペレーション、需要予測、品質管理、在庫・物流管理等にAIを組み合わせることで、限られた人材でも高い付加価値を生み出す経営モデルへの転換が可能となる。一方で、従来型の労働集約的な経営モデルに依存し、こうした変化への対応が十分に進まない企業においては、持続的な成長の実現が困難となるおそれがある。

さらに、労働供給制約は地域間格差の拡大を招く要因ともなっている。特に人口流出が進む地方部においては、都市部以上に働き手の確保が困難となり、「需要や受注機会が存在するにもかかわらず、人材不足により事業拡大ができない」といった制約が顕在化している。こうした状況下では、AIやデジタル技術を活用して現場の省力化・高度化を図ると共に、中小企業における人材マネジメントの取組を促進することで、地域に根差した中小企業が持続的に稼ぐ力を確保することが、強い地域経済の発展にとって不可欠である。

このような労働供給が制約される社会においては、人材及び企業の「質」の重要性が一層高まる。限られた人材でより高い付加価値を創出し、経済全体の供給力を維持・強化していくためには、AI・デジタル技術を現場に実装し、自律的に変革を進めることのできる「強い中小企業」を生み出していくことが不可欠である。

このため、成長志向の「強い中小企業」への行動変容を促し、現状維持ではなく、17の戦略分野への投資やサプライチェーンへの参入、事業再構築・生産性向上・事業再編及び地方を出発点としたAXの推進に積極的に取り組み、変化に挑む人や企業が正当に評価される形へと政策の軸足を移していく。これにより、稼ぐ力の向上と賃上げの好循環の実現を目指す。

こうした方針の下、中小企業の「稼ぐ力」を高める施策に一層重点を置くため、今般「中堅・中小企業の『稼ぐ力』強化戦略」を策定した。今後は、本戦略に基づく施策を着実に実行していく。

2. 価格転嫁・取引適正化の強化

政府は、経済の好循環を実現するためには、中小企業の取引条件改善が重要であるとの認識の下、平成28年9月に取引条件改善の対策パッケージである「未来志向型の取引慣行に向けて」を公表し、これを契機に、サプライチェーン全体での価格転嫁・取引適正化に向けた様々な取組を進めてきた。例えば、振興基準の改正、自主行動計画の策定を含む業界団体への取引適正化に係る改善要請、下請法の運用強化、価格交渉促進月間における実態調査や発注者ごとに価格交渉・転嫁等の状況について整理した発注者リストの公表などに取り組んできた。

こうした中で、中小企業・小規模事業者が投資や賃上げに必要な原資を確保するべく、サプライチェーン全体で「構造的な価格転嫁」を実現する必要性が一層高まっていることを踏まえ、令和7年3月には「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案」を国会に提出し、同年5月に成立、令和8年1月より施行された。

こうした各般の取組の結果、「型の保管費用を支払ってもらえるようになった」、「手形が現金振込になり資金繰りが楽になった」といった中小企業の声も徐々に拡大するなど、変化の兆しは見えつつある一方で、取適法違反の勧告が相次ぐなど、依然として価格転嫁を阻害する商習慣が残存している。30年間続いたデフレに後戻りすることなく、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境を整備するため、以下に掲げる施策を強力に推進し、価格転嫁・取引適正化を一層徹底する。

(1) 取適法・振興法の「現場への浸透」

取適法（製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律）と振興法（受託中小企業振興法）が令和8年1月に施行され、委託側の大企業のみならず、受注側の中小企業における認知も拡大している。取適法・振興法が画餅に帰すことなく、その効果をサプライチェーンの深い層まで波及させるためには、企業の調達の現場まで一層の浸透を図る必要がある。

① 取適法・振興法の執行強化

取適法では、今般の法改正により、公正取引委員会・中小企業庁に加え、事業所管省庁に事業者へ指導する権限を付与すると共に、関係行政機関の情報連携を図ることとした。公正取引委員会・中小企業庁と、事業所管省庁との連携を一層緊密に行うことを通じて、執行の強化を図る。

加えて、中小企業庁では、取引Gメン調査や各種アンケート調査によって様々な取引に関する情報を有しているものの、単体の調査では断片的な情報となることも少なくない。そこで、これらの情報にAI分析を活用すること

で、違反行為の可能性が高い取引類型の明確化や調査の効果的な実施を可能とすることで、より多くの違反行為の発見につなげることを目指す。

② 取適法・振興法等の周知徹底

企業行動を変革し、労務費を含む価格転嫁の商習慣化を社会全体に定着させるためには、全国津々浦々の現場まで取適法・振興法を浸透させていくことが重要である。そのため、公正取引委員会と連携し、取適法・振興法の一層の周知徹底を図る。同時に、取適法対象外の取引の適正化を図るため、後述の優越的地位の濫用規制に関する独占禁止法上の指針、支払期日に係る特殊指定、物流特殊指定、知的財産権等の適切な取引に関する指針などについても、周知していく。

また、振興基準を改正し、企業の調達現場への価格転嫁の浸透を後押しする人事評価制度の整備に努める旨を明示する。さらに、パートナーシップ構築宣言の拡大・実効性の向上等の取組を進めていく。

(2) 取適法対象外の取引への規制強化

サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の整備に向けて、取適法においては「協議に応じない一方的な代金決定の禁止」及び「手形払等の禁止」を新たに禁止行為に追加したところ。適切な価格転嫁をサプライチェーン全体で定着させていくためには、大企業同士・中小企業同士や発荷主・着荷主間の取引など、取適法の対象外の取引についても規範を示し、実効的な取組を促す必要がある。このため、以下のとおり、公正取引委員会において、独占禁止法上の告示の策定等とその遵守徹底に取り組んでいく。

① 独占禁止法に基づく特殊指定の策定・改正

サプライチェーン全体での支払条件の適正化、物流に関する商習慣の問題に対する更なる対応に向けて、優越的地位の濫用に対する規制を整備する。具体的には、独占禁止法に基づき、製造委託等の取引を対象に、支払期日に係る具体的な基準を定める特殊指定を新たに策定するとともに、現行の物流特殊指定を改正し、着荷主による発荷主の利益を不当に害する行為を新たに禁止する。

② 優越的地位の濫用に関する独占禁止法上のガイドラインの改定

サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の環境整備に向けて、優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方（優越ガイドライン）の改定を行う。具体的には、優越ガイドラインにおいて、実効的な価格協議が行われず対価が定められる場合の想定例等を追記することで、価格交渉において独占禁止法上問題となる行為を明らかにする。

(3) 官公需における価格転嫁・取引適正化

物価上昇を上回る賃上げの実現に向けて、国等（地方支分部局、独法、国立大学法人等を含む）・地方公共団体が率先垂範し、地域経済に与える影響が大きな官公需における価格転嫁に取り組むことが重要である。これまでも、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（官公需法）に基づき、毎年度閣議決定される「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に取組内容を盛り込み、その取組状況のフォローアップ調査（措置状況調査）を行ってきたところ。官公需における価格転嫁・取引適正化の一層の強化を図る観点から、以下に取り組む。

① 中小企業者に関する国等の契約の基本方針

官公需における適切な価格転嫁・取引適正化を進めるため、国や国の地方支分部局・独立行政法人・国立大学法人、地方自治体の各機関において、その原資となる必要な予算の確保に努める。

その上で、官公需法に基づく「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において実施が明記されている「物価上昇に伴うスライド対応」、「期中改定」、「低入札価格調査制度」等の措置について、国等・地方公共団体における導入の拡大、運用を徹底する。また、ビルメンテナンス・警備業等における低入札価格調査の発動基準について、現状6割程度から引き上げる。さらに、ビルメンテナンス・警備業等の調達における価格以外の要素も評価する総合評価落札方式の適用拡大を図る。これらの制度等の導入・運用を一層推進する。

② 国等・地方公共団体の取組状況の見える化

官公需における価格交渉・価格転嫁の状況については、これまで、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に基づき、国等の機関及び自治体の措置の取組状況について自己点検を行い、その結果を措置状況調査として公表してきた。また、価格交渉促進月間フォローアップ調査でも2024年9月より調査対象に官公需を追加し、価格交渉・転嫁の状況について公表した。他方で、中小企業30万社にアンケート調査を配布しても、10社以上の中小企業から回答が得られる発注機関は2025年9月月間の調査でも89機関に留まる。

より多くの機関における価格転嫁・取引適正化の実態把握を強化するためには、官公需に特化した形で、受注側中小企業による国等・地方公共団体の取組状況の評価を行う必要がある。このため、国等・地方自治体が主要な発注先企業のリストを中小企業庁に提出し、これを基に中小企業庁が当該リストに掲載された中小企業に対して調査を行う方式を取り入れることで、国等・地方公共団体における取組状況の一層の見える化を図る。

3. 成長支援・生産性向上

成長志向の「強い中小企業」への行動変容を促すために、事業規模・成長ステージに合わせた切れ目無い支援策を強化していくと共に、より多くの地域企業が成長志向に向かうメカニズムを構築する。加えて、労働供給制約が今後ますます厳しく

なる中であっても、地域経済を支える中堅・中小企業、小規模事業者が成長し続けていくために集中的なA X・デジタル化・省力化投資等を後押しする。

また、創業政策を、創業者数の増加だけでなく、創業後の事業の成長を目指すための政策と位置づけると共に、創業した企業の成長類型を踏まえた成長支援に取り組む。

(1) 日本経済を担う成長志向企業創出のエコシステム構築

デフレ志向からの脱却のためには、更なる成長の担い手となる「強い中堅・中小企業」への変化に挑む人や企業が評価される仕組み作りが必要である。そのため、売上高100億円を目指す企業の創出メカニズムを強化すると共に、そうした成長志向の中小企業の裾野を広げる新たなメカニズムを構築する。加えて、成長志向の小規模事業者、中堅企業、ローカル・ゼブラ企業、創業などに対して、輸出や研究開発・イノベーションなど各種の取組を後押しする。

① 100億企業創出、中堅企業への成長支援

中堅等大規模成長投資補助金・中小企業成長加速化補助金と政策金融（補助金採否に関わらず投資計画の実現支援（制度融資）、劣後ローン等によるリスクマネー供給の呼び水）による成長投資支援の強化を実施する（中堅企業も含む）。

中堅・中小企業個社に対しては、こうした設備投資補助金・政策金融を呼び水として、民間金融機関（特に地銀・信金）による事業性融資につなげる。また、特許庁及び独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）等による知財面での伴走支援に併せて取り組む。

加えて、経営者ネットワークの全国展開や金融面での「地域金融力強化プラン」との連携をはじめとしたソフトインフラの整備を実施する。

② 成長志向の中小企業の裾野を広げる新たなメカニズムの構築

デフレ脱却局面においては、成長志向型の中小企業をより多く創出していくことが重要であり、これまで進めてきた中堅企業・100億企業の創出に加え、成長志向の中小企業の裾野を広げる新たなメカニズムの構築が必要となる。

そのため、地域に有意な変化をもたらすような成長の核となる事業価値（例えば、要素技術、特色ある商品・サービス、潜在力ある経営者・技術者、地域の中核である、地域課題解決に資する価値を有するなど）の確立を前提に、①売上規模を拡大し例えば売上高10億円を目指す又は②高収益型を目指す成長志向の中小企業を創出すべく、経営者が本気で取り組み、メインバンクも本気で伴走支援を実施する中小企業を選定し、政策支援を集中投下する。まずは経営課題に対応し、大胆な成長投資ができる経営基盤を整えていく。

③ 成長志向の小規模事業者創出

地域経済の持続的成長のためには、その地域の営みを支える小規模事業者においても、賃上げ原資を確保し「稼ぐ力」を高めることが必要であり、地域に

有意な変化をもたらすような既存事業の改善に留まらない成長の核となる事業価値（例えば、要素技術、特色ある商品・サービス、地域の関係性を構築する、地域課題解決に資する価値を有するなど）の確立を前提に、①売上規模を拡大し例えば売上高1億円を目指す又は、②高収益型を目指す、といった成長志向の小規模事業者に対して、挑戦（意識・行動変容）を促す仕組みが必要である。一方で、経営資源の乏しい小規模事業者が独力で成長プロセスを描くことは困難であることから、小規模事業者支援法（商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律）に基づく経営発達支援事業の枠組みを活用し、商工会・商工会議所の経営指導員による伴走支援を必須としつつ、「成長志向の経営計画（仮称）」を策定し、“宣言”（登録・公表）する仕組みの構築を検討する。

この経営計画の策定・宣言・実行を通じてリテラシーの向上を促しつつ、“宣言”の挑戦的取組に対して、小規模事業者が活用可能な支援策の優先措置や地域金融機関との連携促進を講じることにより、経営の自走化につなげる仕組みを検討する。

④ ローカル・ゼブラ企業育成

ローカル・ゼブラ企業¹を育成する地域エコシステムの普及・定着を図るため、ローカル・ゼブラ企業及び地域事業づくり会社²を地域未来投資促進法（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律）に基づく、地域経済牽引事業の一つのあり方として位置付け、都道府県等による承認スキームの下、その成長発展を図る。また、これまでの実証事業等を通じて得られた、経営資源を地域で循環させる「型」の普及に向けて、特定の地域において、ローカル・ゼブラ企業等や地域企業、地域金融機関等も巻き込んだモデル地域を創出する。こうした地域の取組の視察を通じて、ファイナンスや事業構想の事例を学ぶことで、地域経済循環の実現に向けて取り組みたいローカル・ゼブラ企業等を含む地域のステークホルダー（域内外の企業、金融機関、商工会議所、自治体等）の連携体制を構築する、ソフトインフラの整備に取り組む。

⑤ 創業政策の抜本的強化

創業政策を、従来の創業時における支援を通じた創業者数の増加を目指すための政策に留まらず、創業期（創業時～5年程度を想定）に特有の課題にも対応し、創業の促進に加え、創業後の成長や地域経済・社会における価値の確立を目指す政策へと位置づける。

創業後の企業には多様な成長モデルが存在し、それぞれが直面する課題も異なる。このため、成長力・成長角度に応じた類型も踏まえ、地域の多様な支援

¹ 地域課題解決に資する価値を有し、収益性を高め、かつ、暮らしや事業環境の持続性に貢献し地域へ正の外部性の効果（地域の事業者等の取引費用の削減等）と社会・環境の効果（社会的インパクト）を創出する企業

² ローカル・ゼブラ企業の創業や成長を後押しするため、地域内外の経営資源の提供者となり得る事業者との仲介を担い、地域に経営資源を呼び込む企業

者が連携し、継続的かつきめ細かな伴走支援を行うことで、地域に有意な変化をもたらすような成長の核となる事業価値（例えば、要素技術、特色ある商品・サービス、地域の関係性を構築する、地域課題解決に資する価値を有するなど）の確立を前提に、創業後の①成長（売上規模の拡大）又は②高収益を目指す。

これらを支える基盤として、良質な創業の「土壌」づくり（創業のエコシステムの形成）を推進する。地域の多様な関係者が「土壌」づくりにコミットする地域をモデルとして選出し、良質な「土壌」を構成する要素を分析・整理しつつ、その成果を踏まえ、市区町村が策定する産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画の見直しも含めて全国に横展開する。

あわせて、創業者に対する支援も強化する。具体的には、経営リテラシー向上、人手不足や資金調達といった創業期から顕在化する課題への対応（創業塾・創業セミナーの機能強化、AI・デジタルの活用策の提供等）や、更なる成長に向けた支援（日本政策金融公庫の融資制度の枠組みを活用した、支援機関による伴走支援や、民間金融機関との協調融資の推進等）を充実させる。

さらに、創業者自身が自らの立ち位置や目指すべき方向性を把握すると共に、自治体や地域支援機関等が効果的な支援方針を検討する際に活用可能な「創業ガイドライン」（仮称）を作成・提示し、創業支援の質の向上を図る。

なお、兼業・副業や趣味・特技の延長で行ういわゆる「プチ創業」については、成長を目指したものではないことから、既存のコンテンツを活用して事業者として最低限必要な知識の習得を促すこととし、地域の支援者は、成長志向の創業者や、高収益化を目指す創業者に支援リソースを充てていくこととする。

⑥ 中小企業・小規模事業者の人材マネジメントへの取組深化に向けた支援

現時点でも約6割の中小企業が人手不足の問題に直面しているが、さらに、これからの20年で1,500万人の生産年齢人口が減少するなど、労働供給制約は一層深刻化していく。売上高数億円以下の企業の成長にとって、特に「人材」は重要な課題。こうした中、中小企業の人材マネジメント力を高めていくため、経営者が人材マネジメントの取組を開示・共有し、労働市場の目にも触れる仕組み（中小企業における人材活躍の好循環創出プラットフォーム）を構築することで、経営者が自発的に取組を深化させていく良質なメカニズムにつなげることを検討すると共に、働きたい人が働ける環境づくりに向け、関係省庁と連携の下、支援機関による経営者向けの労働法制への理解・対応促進に取り組む。

⑦ 輸出挑戦者への支援

輸出の実現に向けては、計画策定等の準備段階から、商品・サービスの差別化、取引先等の開拓、知財対策、契約手続きなど、押さえるべき複数の点が断続的に生じる。これらを着実に乗り越えるためには社内における人材・組織作りが重要となる。このため、「新規輸出1万者支援プログラム」を通じた新た

に輸出に挑戦する事業者と、外需拡大を通じて更なる成長を目指す事業者の双方に対し、専門家によるハンズオン支援を強化するなど、関連機関との連携を含め海外展開支援の高度化を図る。

⑧ 研究開発・イノベーション投資の促進

賃上げの原資を確保するために、中小企業のイノベーションを促進し、イノベーションを通じた「稼ぐ力」の向上が重要。そのため、引き続き中小企業の研究開発を支援すると共に、3年間の繰越税額控除を創設するなど抜本的に拡充した中小企業技術基盤強化税制の活用促進に努める。さらに、マーケットインのイノベーション創出を加速させるため、市場ニーズと企業のコア技術やノウハウから新たな価値を持つ新製品・サービスを構想し、事業化までプロジェクトを牽引する人材である「イノベーション・プロデューサー」の活動拡大を目指す実証事業を実施すると共に、「イノベーション・プロデュース推進会議」に基づく取組を引き続き推進する。

(2) 持続的発展を目指す事業者への支援

労働供給制約や物価高等の状況下で、地域の生活・商業インフラ等の基盤サービスを提供し、地域を支え続ける小規模事業者においても賃上げを実現していくためには、時代の変化に応じて経営力を向上させ、これまで以上に「稼ぐ力」を高めていく必要がある。

一方で、経営資源の乏しい小規模事業者が様々な経営課題に単独で対応していくことは極めて困難であることから、支援機関による伴走支援は一層その重要性を増している。そのため、経営者リテラシーの獲得や支援機関による伴走支援体制の強化などの取組を実施する。

① 持続的発展を目指す小規模事業者への支援の充実

地域を支え、持続的発展を目指す小規模事業者について、商工会・商工会議所等の支援機関によるプッシュ型の働きかけや伴走支援の強化、事業者間の「助け合い・学び合いの場」の創出・活用を通じて、経営計画や資金繰り表の策定・実行を推進し、賃上げ原資の確保のために必要な原価・収益の把握、資金繰り等のリテラシーの向上を図る。

また、特に生活必需品の小売りなどのエッセンシャルサービスを担う小規模事業者の事業継続に向け、「経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案」（令和8年3月6日閣議決定）による改正後の産業競争力強化法に基づく「エッセンシャルサービス認定制度」の枠組み等を活用し、認定された事業者の取組に対する小規模事業者が活用可能な支援策の優先措置等を講ずる。加えて、小規模事業者支援法に基づく経営発達支援事業の枠組みを活用し、同制度による認定支援機関としての商工会・商工会議所や自治体を巻き込んだ支援体制を構築し、重点的な経営支援を講じる。

② 商店街を中心としたまちの活性化策

中小機構による中心市街地・商店街等診断・サポート事業の拡充等による商店街を中心とするまち活性化事業を実施する。

③ 伴走支援体制の強化

全国の地方公共団体におけるプッシュ型の伴走支援の取組を促進するため、広域的な連携や支援機関間の連携を含むモデル事業の創出・展開を行う。

また、商工会・商工会議所等の支援機能を強化するため、専門家によるサポート機能を強化すると共に、経営指導員等のスキル向上のため、中小企業大学校における研修の充実に加え、AIを活用した指導ノウハウや知見の蓄積・共有のための仕組み、民間の学習プラットフォームを活用した実践的な教材の作成やその学習機会の提供の仕組み、経営指導員等の業務効率化を検討する。

(3) AX・省力化・デジタル化

構造的な人手不足の中で、中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」を高めるためには、労働生産性を向上し、人手不足に対応していく必要がある。特に、人手不足感の強い業種においてはAI、ロボットの導入やDXをはじめとする省力化投資を強力に推進する必要がある。昨年策定した「省力化投資促進プラン」を着実に実行するため、ソフト・ハードいずれの支援も抜本的な強化を行う。

特に、近年AIが劇的に進化している。また、中小企業には、現場で培われたノウハウや勘所等、AIが学習できる「現場の知見」が豊富に存在することや、意思決定が早く、現場の声をすぐに反映できる柔軟性・スピード感を有していることから、AI活用による成長のポテンシャルが大きい。比較的低廉な価格で導入できるAIサービスも登場しており、中小企業の意識の在り方次第で、労働投入量の効率化における大幅な変革をもたらす可能性がある。

さらに、AIは、自らを自律的・自動的に改善する能力を有しており、従来人間が優位性を有すると考えられていた価値創造領域においてもめざましい発展を遂げている。AIは中小企業における労働投入量の効率化のみならず、付加価値の向上にも寄与することが期待される。

中小企業のAXを、抜本的な意識改革により実現するため、AIの導入意欲のある中小企業とAIサービス提供者、支援者のネットワーク構築を地域ごとに実現できるよう支援する。その際、自治体、金融機関、高専、関係省庁等と連携する。

加えて、支援機関等が中小企業の省力化・生産性向上等の経営相談に活用できる生成AIツールの開発・実装を進める。

このほか、全国47都道府県に設置しているよろず支援拠点「生産性向上支援センター」による伴走支援を実施すると共に、省力化ナビを活用したプッシュ型のサポートを着実に推進する。

また、中小企業・小規模事業者の生産性向上に資する各補助金を通じて、AX・デジタル化・省力化投資の後押しを行う。

4. 事業承継・M&Aによる事業再編

中小企業・小規模事業者において、経営者の高齢化に伴う後継者不在の問題が経営上の課題として強く認識されてきたため、団塊の世代が70代となる2020年以降に事業承継のニーズが高まるとの認識の下、円滑な事業承継やM&Aの推進を図ってきた。これらの取組によって一定程度経営者の若返りが進展していることが示唆されているものの、未だ休廃業・解散する事業者数は増加傾向にあり、そのうち黒字の事業者が半数以上を占めている。また、未だ事業承継が必要な経営者が70代以上の事業者も多く存在していることに加え、今後事業承継が必要となる60代の事業者も多く、事業承継は引き続き喫緊の課題である。

中小企業・小規模事業者を取り巻く事業環境は、地域における人手不足の深刻化等により大きく変化しており、生産性向上に向けた取組や賃上げ原資の確保の重要性が高まっている。また、少子化が進行していく中で、今後、後継者の確保は一層困難になることも推測される。このような事業環境の中、特にM&Aは売上高や生産性の向上にもつながりうる取組であることを踏まえると、M&Aを単に事業承継を実現するための選択肢としてではなく、中小企業が成長を実現するための戦略的手段として活用できる環境整備が重要である。

他方で、親族内承継や従業員承継を選択する事業者の割合も引き続き高い。経営者の若返りに伴い、新規事業への進出や省力化を高める設備投資、DXの推進等による経営革新の取組が実施されることが多いという点も踏まえると、雇用を支え、地域における活力の維持・向上といった重要な役割を担う中小企業が、親族内承継も含めた事業承継を円滑に実施し、これを契機として更なる成長・発展を実現することを促進していく取組も非常に重要である。併せて、支援の質が十分でないM&A支援機関の存在やM&Aに伴う経営者保証の解除等を適切に行わない不適切な譲り受け側の存在が指摘されていることから、中小企業が安心してM&Aを行うことのできるような市場の健全化を進めていく必要がある。

これらの現状も踏まえ、事業承継・M&Aを通じて、優秀な経営者に資源を集約すると共に、成長意欲の高い後継者を積極的に支援していくため、以下の取組を実施する。

(1) 中小M&A市場の健全化、中小M&A・事業承継の活性化

① 中小M&A支援資格制度（仮称）の創設

近年の中小M&A市場の急速な拡大に伴い、新規参入のM&A支援機関が増加していること等から、M&A支援の質の向上が課題となっている。上記のとおり「中小M&A支援機関登録制度」等により、事業者単位での規律遵守を図ってきたところであるが、中小M&Aの支援においては、個人の知識・能力や倫理観の高さもM&Aの成否やM&Aに関するトラブルの多寡に大きく影響することを踏まえると、個人レベルでの質の担保や向上が急務である。

このため、中小M&A支援に必要な知識・スキルや倫理・行動規範等を問う試験制度と、それらの継続的な理解促進及び定着を図るための登録制度を併せて運用する「中小M&A支援資格制度（仮称）」を、早急に創設することを目指す。

② M&A支援機関登録制度等のあり方の検討

2021年8月に創設した「M&A支援機関登録制度」では、中小M&Aガイドラインの遵守宣言等を要件として、M&A支援機関の登録が行われている。本制度においては、ガイドライン違反等が認められた登録M&A支援機関について、登録の取消し・氏名公表等を実施しており、ガイドラインで求める規律の定着・普及に一定の寄与をしてきたところである。また、M&A支援機関における公正な競争を促進するため、同制度のデータベース上では、M&Aの支援実績や支援業務の詳細、手数料体系等を公表しており、M&A支援機関に関する情報について可視化を進めてきた。

他方で、同制度が設置する情報提供窓口には、登録M&A支援機関を含むM&A専門業者による不適切な支援に関する情報提供が継続して寄せられていること等から、更なる業界健全化に向けた制度のあり方の見直しを行い、資格制度との連携した運用により、個人・機関双方での規律遵守を促すと共に、制度への参加や資格取得を通して、支援機関等がその能力の向上や倫理観の醸成を図ることで、事業を遂行する上での他者との差異の明確化につなげられるよう、これらの制度の法制化を目指す。また、支援の質向上を含む健全な中小M&A市場の形成につながる競争促進の方法についても検討を行う。

③ 地方部における中小M&A・事業承継の更なる活性化

M&A支援機関の都市部への集中等により、地方部や比較的小規模の中小企業においてM&Aが十分に普及していないことを踏まえ、トレーニーの受入等を通じて地域金融機関等とも連携し、事業承継・引継ぎ支援センターを中心とした中小M&A・事業承継の支援体制の強化を図ると共に、2025年に策定された自治体向けの事業承継体制支援構築の手引き³も活用しながら、地域における持続可能な事業承継支援体制の構築を目指して、各地の自治体等との連携の在り方について検討を進める。

加えて、事業承継・M&Aの意向を有する中小・小規模事業者や支援機関向けのシンポジウム等を全国各地で実施しつつ、事業承継ニーズを喚起する広報を行い、事業承継・M&Aに関する更なる機運醸成を図る。

(2) 円滑な事業承継の推進

① 事業承継税制のあり方等の検討

相続税・贈与税の100%を猶予する法人版事業承継税制の特例措置（対象となる相続・贈与の期限は2027年12月末）に関し、令和8年度与党税制改正大綱において「適用期限到来後のあり方については、世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念に加えて、本措置の適用状況や課税の公平性等の観点も踏まえて多角的な検討を行い、令和9年度税制改正において結論を得る」と記載されていることに鑑み、まずは適用期限内において、現行特例措置の最大限の活用を促す。適用期限後のあり方については現行特例措置の効果検証や課題分析を実施

³ 「地域特性をふまえた事業承継支援体制の構築に向けた手引き」（2025年3月中小企業庁策定）

し、実態をよく踏まえつつ、事業承継を契機として、成長の実現に資する生産性向上等に主体的に取り組む中小企業に対する適切な措置等について検討する。

② 後継者育成の強化

事業承継を契機とした経営革新を実現するためには、成長志向を有する後継者の経営能力を高めることも重要であり、そのような後継者の育成につながる土壌を構築する必要がある。

これまで、新規事業の提案を通じた戦略立案能力の育成を目的に「アトツギ甲子園」を実施してきたが、後継者に求められる能力として、戦略立案能力に加え、組織経営・リーダーシップの重要性も指摘される中で、これらの分野に課題を抱えている後継者も多いと考えられる。そのため、今後、大学とも連携しながら後継者を対象とした実践的な育成プログラムを開発していく。

5. 成長を促進する中小企業金融

日本経済は、デフレによる「コストカット型経済」から脱却し、社会全体としてリスク許容度を高めることで「賃上げと投資が牽引する成長型経済」を実現する正念場を迎えている。中小企業・小規模事業者や金融機関など中小企業金融においても、デフレ思考から脱却してリスク許容度を高めるとともに、物価と賃金が上昇する「金利のある世界」に対応して、成長局面での資金供給拡大を図る必要がある。こうした中小企業経営者・金融機関等のマインドチェンジと行動変容を促すと共に、保全の有無ではなく事業性評価に基づく融資判断を促進するための制度設計を進めていく⁴。

一方、コロナ禍におけるゼロゼロ融資の返済本格化や金利上昇・人手不足・原材料費高騰等の事業環境変化への対応は不可避な状況である。そうした中で、経済社会情勢の変動によって生じる短期的資金ニーズに対する迅速な対応を引き続き行う一方、適切な出口を見据えないリスケジュール等による問題先送りを回避すると共に、地域別に課題の把握・対応を進めつつ、事業者のモニタリングの高度化を含めた早期の事業再生や再生M&A（スポンサー企業による経営資源の集約化）を強力に促進することで、再生企業の持つ事業基盤・技術・人材等を生かした事業成長や生産性向上につなげていくためにも、こうした「成長型再生」に向けた制度設計を進めていく。

（1）リスクを伴う成長投資の促進

中小企業経営において、物価と賃金が上昇する「金利のある世界」に対応して、今後の事業維持・成長を実現するためには、リスクを取って、中長期視点を含めた生産性向上や成長・持続的発展につながる設備投資、DX・省力化投資、賃上げを

⁴ 事業の将来性に基づく資金調達を行いやすくする制度（企業価値担保権制度）を創設する事業性融資推進法（2024年6月公布、2026年5月施行）や、動産・債権を担保とする場合の取扱いを明文化する譲渡担保法（2025年6月公布、公布から2年6月以内施行）が成立しており、不動産担保や経営者保証に依存した融資からの脱却のための制度環境が整いつつある。

含めた人的投資、M&Aを含めた構造的な組織改革に向けた投資等を積極的に行っていくことが重要である。こうした中で、金融機関が果たす役割は大きく、民間金融機関の補完・誘導として政策金融を活用しつつ、幅広い金融仲介機能を発揮しながら地域経済に貢献する力（いわゆる「地域金融力」⁵⁾）を各種支援機関等と協力して更に発揮していくことが、地域社会からも期待されている。

以上を踏まえて、政府系金融機関や中小企業支援機関、地域金融機関の連携の下、資金面から事業者の成長・事業継続を支え、地域経済の好循環を創出する観点から、下記の取組を推進する。

①成長投資を促す信用保証制度・融資制度

中小企業の成長加速化局面において、不動産担保や経営者保証等の保全を重視した融資ではなく、従来の決算書ベースに加えて将来のキャッシュフローも含めた事業性に基づく資金繰り支援を行っていくことが必要である。こうした観点から地域金融機関等がこれまで以上にリスクを取って行う投融資に対して、補完と誘導の役割を持つ政策金融による協調支援を通じたリスクシェアの仕組みで後押しする。

具体的には、中小企業がその事業規模に比して大きな額を必要とする成長投資の場面においては、金融機関の通常の融資可能額を超える場合や政策金融で対応できない規模の資金需要が発生する場合が存在する。こうした場面において、民間金融機関がプロパー融資により積極的に対応していくべき領域であることを前提としつつ、その補完として、責任共有制度⁶⁾における保証割合や信用保証枠の観点を含め民間金融機関と保証協会の新たな選択肢となる仕組みについて、既存制度は残した上で制度設計を行う。また、3（1）に記載する企業（売上高10億円や高収益型を目指す企業、100億企業等）に対して、民間金融機関の呼び水の役割も含めた日本政策金融公庫による協調融資を促進する。

②地域経済を回す資金循環の仕組みづくり

今後の地域経済の持続的な維持・成長、地域の経済安全保障の確保に向けて、ファイナンスの観点からは、地域で回る資金量や流動性を増やし、地域経済における資金循環の加速化を進める仕組みを作る必要がある。この実現のためには、地域の課題を解決し収益性を担保しつつ、暮らしや事業環境の持続性に貢献し、地域に社会・環境的効果（社会的インパクト）を創出する企業（ローカル・ゼブラ企業）の役割が重要になる。こうした企業の成長を後押しするため、多様な協力者が補完的・相乗的に絡み合っただけでなく地域全体として投資を行っていくような事業環境が求められる。一方、こうした企業は、地域への正の外部性を持ち、地域経済へのインパクト（関係人口の創出等）が生まれる中で収

⁵ 「地域金融力強化プラン」（2025年12月金融庁策定）においても、「地域金融」には幅広い金融仲介機能を発揮しながら、地域経済に貢献する力（地域金融力）の更なる発揮が求められていることなど言及されている。

⁶ 2007年以降、信用補完制度では民間金融機関と信用保証協会の適切なリスク分担を図る観点から責任共有制度を導入し、原則として民間金融機関は20%、信用保証協会は残りの80%のリスクを負担することとしている。

益化するビジネスモデルを持つ中で、収益化までの期間における資金需要と調達可能な資金の量・質に相違が発生する可能性がある。こうした観点から、事業者側の事業計画の質やファイナンス設計能力の不足といった課題への対応と併せて、金融機関等による円滑な資金供給を促す環境整備が必要となる。

具体的には、金融機関のローカル・ゼブラ企業等への投融資を促進するため、金融庁とも連携しながら、事業が創出・発揮する地域経済へのインパクトや事業性等を考慮した投融資戦略・手法の導入に向けた参考となるガイダンス策定の検討を行う。この中では、事業者側においても、具体の事業計画設計の考え方や他地域での先進事例の横展開等を含め、事業者が金融機関や事業会社等の資金の出し手との対話の円滑化に向けて参考となる整理を行う。また、こうした投融資を行う民間金融機関と協調して、民間金融機関の呼び水の役割も含めた日本政策金融公庫による融資を促進する。

(2) 「成長型再生」の促進

事業再生については、バブル崩壊後、過剰債務問題・不良債権処理問題が発生する中、地域経済や雇用、産業の維持を図るため、2000年頃に私的整理に関するガイドラインの公表、法的手続では民事再生法の施行等を通じてその歴史がスタートした。2003年には、手薄である中小企業への支援を強化し、債権放棄等の金融支援を含む円滑な事業再生を図るため、中小企業再生支援協議会（現・中小企業活性化協議会）を設置し、その後もリーマンショックや新型コロナ等の危機事象に対応して、事業再生のみならず、収益力改善や民間機関への助言、再チャレンジまで支援領域を広げながら取組を強化してきた。

一方、コロナ禍を経て中小企業を取り巻く環境等が大きく変化する中で、BS・PLの両面から事業や財務を棄損し、将来のキャッシュフローを見込めるまでに立て直すことが難しい案件が増加している。こうした中で、経済社会情勢の変動によって生じる短期的資金ニーズに対する迅速な対応を引き続き行いつつ、適切な出口を見据えないリスケジュール等による問題先送りを回避し、モニタリングの高度化を含めた早期の事業再生や適切な再チャレンジを強力に促進することで、再生フェーズの事業者を再度成長ルートまで乗せることのできる制度設計を進めていくことが必要である。なお、2022年には中小企業の事業再生等に関するガイドラインが取りまとめられ、新たな準則型私的整理手続に加え、平時における中小企業と金融機関の対応も含めて定められることとなった。また、倒産に至る前のより早期の段階での多数決（3/4以上の同意）と裁判所の認可により金融債務の整理を可能とする早期事業再生法（2025年6月公布、公布から1年6月以内施行）が成立している。これらの取組に見られるように、平時も含めた対応やより早期の段階での事業再生の重要性は高まっており、検討の加速が求められている。

また、特に近年は再生支援の着手の遅れにより事業や財務が大きく棄損した案件の増加に伴い、スポンサー案件（再生M&A）が増加している。再生M&Aは、自力再生がますます困難となる中で一定の配慮は前提としつつも、経営力あるスポンサー企業への経営委譲やニューマネーの投下を通じて、再生企業の持つ事業基盤・技術・人材等を生かした事業成長や、地域のサプライチェーンの空洞化の回避によ

る生産性向上や地域の経済安全保障の確保につなげていくことができる取組として促進していくべきである。

こうした点を踏まえて、セーフティネットとしての事業再生だけでなく、「成長戦略としての事業再生」という視点が重要であり、こうした「成長型再生」を促進するため、下記の取組を推進する。

①早期の支援着手に向けた予兆管理や伴走支援の強化

中小企業・小規模事業者が、既に財務状況の悪化が進んでいる状態で再生フェーズに突入し事業継続が困難となる前に、事業者自身が経営状況をタイムリーに把握しつつ、平時から金融機関・支援機関等が予兆管理を強化することで、早期に支援機関（中小企業活性化協議会等）に持ち込むなど、早期の事業者支援に着手することが重要である。一方で、小規模な事業者を中心に再生案件が増加する中で、中小企業活性化協議会をはじめとする地域の再生支援リソースのバラつきや制約も踏まえた対応が必要になる。金融機関や政府系機関、認定経営革新等支援機関等の連携の下での予兆管理や伴走支援等を通じて、中小企業・小規模事業者の経営状況の把握や早期の経営改善支援・再生支援の着手につなげていく取組を強化する。

具体的には、認定経営革新等支援機関との連携の下で、事業者が日頃より財務情報等のデータに基づき経営状況を把握する習慣づけ及び金融機関や信用保証協会への情報提供を促進し、モニタリングの実効性を高めるための信用保証制度（2026年3月に開始したモニタリング強化型特別保証）の活用を促進する。金融機関を含めた認定経営革新等支援機関が行う経営改善計画策定後の伴走支援を更に促進する。足下では中小企業に必要なAX/DX/IT化に対する各種支援策の活用を促進しつつ、デジタル庁・金融庁等と連携しながら、中小企業における商流・金流データの生成及び当該データの活用により地域金融機関や信用保証協会等における経営支援・金融支援が円滑化されるようなデータ連携・活用の仕組みの検討を行う。

また、金融庁と連携しながら、都道府県ごとに、地域の関係主体で経営改善・再生支援体制の現状・課題の分析・認識共有や具体的な取組の検討（地域別カルテ（仮称）の策定）を行う座組を設計し、地域の経営支援・再生支援体制の構築を進める。その上で、金融機関や信用保証協会を中心にモニタリングの対象とすべき事業者を特定し、上記の取組を活用しながら、当該事業者に対し、早期の支援着手に向けたタイムリーな予兆管理を含む伴走支援を行う。

②再生支援の規律強化

明確な出口が見えずに長期に渡ってリスケジュールが継続されていることで、事業や財務の棄損が続くネガティブスパイラルに陥る事業者が一定存在しており、早期の実効的な再生支援着手が課題となっている。中小企業活性化協議会や金融機関を含めた認定経営革新等支援機関等において、早期の相談に応じながら、事業者にとって最適な支援メニューの選択に導くことが重要である。

こうした点を踏まえ、中小企業活性化協議会におけるプレ再生支援・再生支援や認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業においては、中小企業活性化協議会と金融機関等が連携しつつ、経営改善計画・再生計画等における出口の方向性及びバックアッププランの明記の要件化やリスケジュール継続の厳格化の観点から制度・運用の見直し等を実施する。中小企業活性化協議会の収益力改善支援における金融支援を原則廃止し、金融支援が必要な場合には、事業者の個別事情への配慮を前提に再生支援を見据えた支援メニュー（中小企業活性化協議会によるプレ再生支援等）の活用を促進する。

また、金融機関による再生支援の規律強化においては、プレDIPファイナンス⁷など活用しつつ、再生支援における規律の確保と事業者（経営者）に対する再生への覚悟と取組を促すことも重要である。

③中小企業活性化協議会を含めた地域の再生支援機能強化

中小企業活性化協議会は、2003年の発足当時、抜本的な事業再生に向けた金融調整を本務としていたが、リーマンショックや新型コロナ等を経て支援メニューや役割を拡大し、金融調整に加え、収益力改善や民間機関への助言、再チャレンジなど、再生支援全般にわたるシームレスな取組を実施してきた。

一方、各協議会のリソースの制約に加え、全国47協議会ごとの支援力のばらつき（質・量）が存在している。再生支援は高度な専門的スキルが求められる中で、現場実務での育成機会が限定的であり、収益性も相対的に低いことから、地域の再生支援に携わる人材についても業界全体として不足している。

こうした課題を踏まえ、中小企業活性化協議会において、ブロック単位での公認会計士等専門家の配置や、協議会間の人材交流や研修制度の充実を通じた人材育成の高度化を図ると共に、協議会の取組を後押しする評価等のあり方を検討する。また、中小企業活性化協議会等が中心になって、金融機関職員や士業等を対象とした育成機会（トレーニー制度等）の拡充を図る。

④再生M&A（スポンサー型再生）の促進

コロナ禍等を経てBS・PLの両面から窮境に陥る事業者も増える中で、自主再生が難しいなどの理由から、抜本再生においてスポンサー案件（再生M&A）が増加している。一方、中長期を見据えた再生企業の本質的な経営改善や地域の経済安全保障の確保といった観点を踏まえると、再生M&Aを戦略的に選択することにより、経営力あるスポンサー企業への経営委譲を通じて、再生企業の持つ事業基盤・技術・人材等の無形資産等を生かした事業成長や、地域のサプライチェーンの空洞化の回避による生産性向上につなげていくことができる。こうした再生企業のM&Aに伴う経営資源の集約化による経営力強化を促進し、地域全体の経済成長・発展を実現するための環境整備を強力に推進していく。

⁷ 「Debtor in Possession Finance」の略称、再建型の法的手続きや私的整理手続き中の過大な債務を抱える企業に対して資金繰りの維持等の目的で金融機関が新規の融資をすること。

具体的には、再生M&Aを進めるにあたって、担い手の理解不足や経済的合理性上の課題等があることを踏まえ、再生M&Aの実務に関する共通理解の醸成に向けたケーススタディを含めたガイドライン等の作成検討や、政府系支援機関（中小企業活性化協議会、事業承継・引継ぎ支援センター）を活用した再生M&Aの優良事例の横展開等を通じた運用を整理し、参入障壁の低減を図る。金融庁による「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の改正や、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の改定等とも連携して、金融機関による再生M&Aの取組を促進する。中小企業基盤整備機構による官民再生ファンド支援において、再生M&Aの円滑な促進に向けた支援方針の明確化を行う。

また、民間専門家等が再生M&Aを扱う場合、費用対効果が見込めないなどフィーの問題も存在し、再生フェーズ企業に小規模事業者の割合が増加する中で、土業や再生FA等へのインセンティブとなる仕組みの検討を行う。

6. 伴走支援体制の強化等

労働供給制約が一段と深刻化し、企業を取り巻く事業環境が急速に変化する中で、中小企業・小規模事業者が、成長投資や省力化・AI活用、販路開拓、創業後の事業拡大、さらには事業承継・再生といった多様な局面において主体的に変革を進めていくためには、事業者の現場に寄り添いながら課題整理から実行段階まで伴走する支援が不可欠である。

「強い中小企業」の創出や「成長型経済」への転換を進めるうえでも、支援機関・金融機関・自治体等が地域の中小企業を継続的に支える伴走支援を強化し、一体的な支援基盤を構築していくことが求められる。

こうした観点から、本戦略の各施策を横断的に下支えする「伴走支援」について体制を強化し、創業から企業成長までの企業成長ステージに応じた伴走支援や、早期経営改善・再生支援を可能にする伴走支援の強化を図り、賃上げに悩む中小企業を取り残さず、物価高に負けない持続的な賃上げを実現していく。

① 地域の支援機能の総動員による伴走支援体制の強化

中小企業が直面する経営課題は多様化・複雑化しており、単一の支援機関による対応には限界がある。このため、地域の支援機関が連携し、「切れ目ない伴走支援」を提供できる体制を整備する。

具体的には、小規模事業者支援法に基づき地域の小規模事業者を支える商工会・商工会議所について、専門家によるサポート等も活用しつつ、経営計画・資金繰り表の策定支援をはじめ、プッシュ型の働きかけを強化する。あわせて、経営指導員等のスキル向上のため、中小企業大学校における研修の充実に加え、AIを活用した指導ノウハウや知見の蓄積・共有の仕組み、民間の学習プラットフォームを活用した実践的な教材や学習機会の提供の仕組みの検討、経営指導員等の業務効率化を進める。

また、地域における支援リソースの偏在や企業規模の多様性を踏まえ、自治体・商工団体・金融機関等が連携した伴走支援体制を構築する。自治体向け交付金や補助金等の活用を促進し、複数の支援機関が共同で伴走支援に取り組むモデルを全国に展開する。

加えて、よろず支援拠点に設置される「生産性向上支援センター」を中心に、省力化投資・AI活用等について専門性の高い伴走支援を実施する。省力化ナビの活用等により、従来の“相談待ち型”から、事業者に働きかける“プッシュ型支援”へと転換する。

また、中小企業庁、特許庁、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）、日本商工会議所、日本弁理士会の5者で連携して構築している「知財経営支援ネットワーク」を通じて、知的財産を強みとして生かした経営（知財経営）等の支援強化に取り組む。

② 経営課題に応じた伴走支援体制の強化【再掲】

「成長志向の小規模事業者」、「ローカル・ゼブラ企業」、「創業者」などに対し、効果的な伴走支援を展開する。

まず、創業期については、経営リテラシー向上、人手不足や資金調達といった創業期から顕在化する課題への対応（創業塾・創業セミナーの機能強化、AI・デジタルの活用策の提供等）や、更なる成長に向けた支援（地域金融機関等による伴走支援、日本政策金融公庫と民間金融機関との協調融資の推進等）を充実させる。また、創業者自身が自らの立ち位置や目指すべき方向性を把握すると共に、自治体や地域支援機関等が効果的な支援方針を検討する際に活用可能な「創業ガイドライン」（仮称）を作成・提示し、創業支援の質の向上を図る。

さらに、小規模事業者支援法における基本指針を改訂し、「成長志向の経営計画（仮称）」の“宣言”事業者や、エッセンシャルサービスを担う事業者を含む持続的発展を目指す小規模事業者等に対する支援方針を明確化した上で、同法に基づく全国の商工会・商工会議所における経営発達支援事業の実行とフォローアップを通じた伴走支援の強化を行う。

加えて、中小企業を知財面からサポートするために、特許庁及び独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）等による伴走支援に取り組む。

③ 早期経営改善・再生等につながる伴走支援の抜本強化【再掲】

再生前の段階から伴走支援を強化し、早期着手・早期改善、事業再構築・事業再編を促していく。

まず、予兆管理の強化のため、認定経営革新等支援機関や金融機関が、事業者の日常的な財務・事業データに基づくモニタリングを行い、経営悪化の予兆を早期に捉える体制を整備する。

また、再生支援の強化のため、中小企業活性化協議会、ブロック単位での専門家配置、協議会間の人材交流、研修体系の充実など、支援体制の底上げを図ると共に、地域ごとに再生支援体制の現状・課題を可視化した「地域別カルテ

（仮称）」を策定し、特に支援が必要な事業者を特定したうえで、タイムリーな伴走支援へとつなげる。地域のサプライチェーンの維持・強化に資する「成長型再生」を後押しする。

さらに、事業承継・M&Aの促進のため、地域金融機関等とも連携し、事業承継・引継ぎ支援センターを中心とした中小M&A・事業承継の支援体制の強化を図ると共に、2025年に策定された自治体向けの事業承継体制支援構築の手引きも活用しながら、地域における自走可能な事業承継支援体制の構築を目指す。

④ 実効性を向上させる賃上げ促進税制の見直し

持続的な賃上げを通じて経済活性化を後押しする賃上げ促進税制に関し、積極的に賃上げを行う中小企業を後押しするために必要な見直しの検討を行うと共に、伴走支援の中での制度の周知広報を実施していく。